

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和8年1月21日)

〔件名〕

■ 「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランに基づく応援・受援要領」の策定について	(危機管理政策課) … 2
■ 島根県東部を震源とする地震に係る災害の状況について	(危機対策・情報課) … 4
■ 鳥取県国民保護計画の変更案に係る意見募集結果について	(危機対策・情報課) … 5
■ 南部町・ファロスファーム（西伯農場）における火災について	(危機対策・情報課) … 7
■ 島根原子力発電所2号機で計画されているプルサーマル発電に係る中国電力からの説明について	(原子力安全対策課) … 8
■ 令和7年度第2回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について	(原子力安全対策課) … 12
■ 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第46報）	(原子力安全対策課) … 14
■ 令和7年鳥取県消防防災航空隊の活動状況について	(消防防災航空センター) … 16

危 機 管 理 部

# 「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランに基づく応援・受援要領」の策定について

令和8年1月21日  
危機管理政策課

令和7年4月に施行された「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」(総務省策定。以下「プラン」という。)において、南海トラフ地震発生時に、鳥取県は新潟市とともに徳島県を即時に応援するカウンターパート(即時応援県市)として位置づけられました。

3県市では、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン連絡調整会議(南海トラフ地震対応検討チーム)」で、人的応援・受援体制等について検討を重ね、12月17日に「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランに基づく応援・受援要領」(以下「応援・受援要領」という。)を策定しました。

## 1 応援・受援要領の概要

### (1) 目的

総務省の応急対策職員派遣制度及びプランに基づき、南海トラフ地震発生時に、即時応援県市(鳥取県及び新潟市)と受援県(徳島県)との間で、迅速かつ円滑な人的応援・受援を行うため、派遣先市町村と応援市町村の割当、応援手順、情報管理の様式等を定める。

### (2) 内容

#### ア 派遣先市町村と応援市町村の事前割当

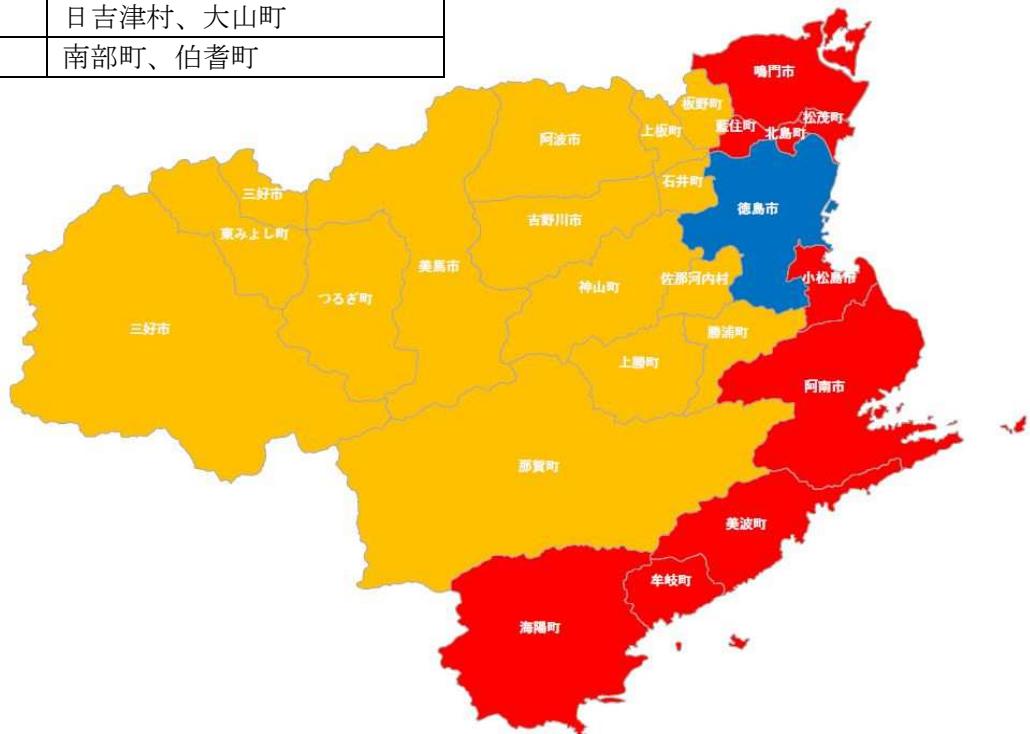
南海トラフ地震発生時、徳島県24市町村のうち、沿岸10市町(下図の赤色及び青色で着色)では甚大な津波被害が想定されるため、鳥取県内全市町村及び新潟市の派遣先市町を予め割り当てる。

※鳥取県は予め割当を決めず、被害状況に応じ、既に割当を決めている鳥取県内市町村と併せて職員を派遣するほか、徳島県庁に先遣隊及び統括班の連絡要員を派遣する。

派遣先市町村	応援市町村
徳島市	新潟市
鳴門市	倉吉市、境港市
小松島市	鳥取市
阿南市	米子市
牟岐町	若桜町、三朝町、湯梨浜町
美波町	岩美町、智頭町、北栄町
海陽町	八頭町、琴浦町
松茂町	日南町、日野町、江府町
北島町	日吉津村、大山町
藍住町	南部町、伯耆町

#### 【割当の主な考え方】

- 「派遣先市町の被害規模」に、「応援市町村の職員数の比率」を近づける。
- 既存の相互応援協定(市間、鳥取県町村会ー徳島県町村会)を考慮する。
- 本割当は、基本の組み合わせであり、被害状況、被災市町村からの要請状況等を踏まえ、派遣先を柔軟に変更し、的確な応援に努める。



## イ 平時からの主な取組（応援側）

- 先遣隊や応援班の編成を事前に検討するほか、応援職員の携行資機材等を事前に準備する。
- 研修・訓練等を通じ、応援職員の人材を育成する。
- 3県市で「連絡調整会議」を開催し、応援・受援体制に関する意見交換や訓練を実施し、「顔の見える関係」を構築する。

## ウ 災害時の主な対応（応援側）

フェーズ	主な対応
発災当日	プラン適用後、プッシュ型で徳島県庁へ「先遣隊」を派遣
	鳥取県庁に「活動本部」を設置し、「応援班」を編成
	「南海トラフ地震緊急即応チーム」を設置し、応援県市間で情報を共有
発災2～3日	徳島県庁に「先遣隊」到着後、被災状況等の情報収集を開始
	派遣先が決まった市町村へ、鳥取県・新潟市から「応援班」を派遣
発災4日～	鳥取県・新潟市の「応援班」が被災市町村で活動

## 2 徳島県災害対策本部訓練の実施

鳥取県及び新潟市が南海トラフ地震を想定した「徳島県災害対策本部訓練」に先遣隊を派遣するなどし、プランに基づく人的応援の手順等を確認する訓練を実施した（徳島県主催）。今後は本訓練の検証を行い、必要に応じ要領の見直しを行う予定である（要領に基づく訓練は初）。

- (1) 日時等 令和8年1月20日(火) 9:00～12:00、13:00～14:00
- (2) 会場 ・主会場：徳島県庁 ・副会場：鳥取県庁、新潟市役所、総務省
- (3) 訓練想定 四国沖を震源とするM8.0の南海トラフ巨大地震。最大震度6強、約5mの津波を観測
- (4) 参加機関等（応援・受援パート） 総務省、徳島県、鳥取県、新潟市

### (5) 主要訓練項目

- 徳島県庁での先遣隊の受入、活動
- 被災市町村への応援に必要な情報収集・発信及び活動本部の統括班による確認
- 応援・受援要領の所定の様式による情報管理
- 現地調整会議による情報共有及び鳥取県・新潟市・国への職員派遣要請



徳島県庁での訓練状況

### (6) 主な訓練成果

- 先遣隊の派遣により、徳島県災害対策本部での活動場所の確認や情報入手手段の確認等を行った。
- 鳥取県庁-徳島県庁間をWeb会議で常時接続したこと、迅速な情報共有ができた。
- 鳥取県・新潟市の先遣隊及び徳島県災害対策本部の職員が一同に会し、応急対策を連携して協議することで、応援・受援要領に基づく対応方針を迅速に決定することができた。
- 訓練を通じ、「顔の見える関係」を構築できた。

## 【参考】「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の概要

### 1 プランの位置付け等

南海トラフ地震を対象に、総務省の「応急対策職員派遣制度」の特例を定めるもの（令和7年4月1日施行）。予め応援編成計画（応援・受援自治体の組合せ）を定め、体制を構築しておくことで、迅速な派遣、効果的な支援実施を図る（通常は発災後に応援・受援自治体を調整・決定）。プランでは10の重点受援県に対する応援県等の組合せが示され、鳥取県は新潟市とともに、徳島県（重点受援県）を即時に応援するカウンターパート（即時応援道県等）として決定された。

### 2 即時応援道県等における応援体制

南海トラフ地震の発生時には、プランに基づき、鳥取県（市町村含む）及び新潟市は、情報収集や応援ニーズの把握等を行う「先遣隊」及び災害対応業務に従事する職員からなる「応援隊」を徳島県に派遣し、支援を行う。

### 3 支援対象業務

主に次の3業務が支援対象となるが、緊急性に応じてその他の業務についても支援に努める。

- ①災害マネジメント支援、②避難所運営業務支援、③住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援

# 島根県東部を震源とする地震に係る災害の状況について

令和8年1月21日  
危機対策・情報課

令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震によって、西部の市町の建物を中心に被害が生じましたので、その状況を報告します。

## 1 地震の概要

- (1) 発生日時：1月6日（火）10時18分
- (2) マグニチュード：6.4
- (3) 震源：島根県東部 深さ11km
- (4) 各地の震度（鳥取県内）
  - ・震度5強 境港市、日野町、江府町
  - ・震度5弱 米子市、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町
  - ・震度4 倉吉市、湯梨浜町、北栄町、大山町



※鳥取県西部で長周期地震動階級4を観測  
緊急地震速報が4回発表

鳥取県内の震度（気象庁HP）

## 2 被害の概況（1月20日時点）

- (1) 人的被害：軽傷4名
- (2) 住家被害：一部破損45棟（琴浦町3棟、北栄町1棟、日吉津村1棟、南部町36棟、伯耆町2棟、日南町2棟）
- (3) 避難所開設状況及び避難者数 ※避難指示等発令なし

市町村名	箇所数	最大避難者数	避難所閉鎖日
伯耆町	5箇所	10人	1月7日
日南町	8箇所	6人	1月7日
日野町	3箇所	21人	1月6日
江府町	4箇所	4人	1月8日

- (4) 孤立集落の発生：なし

- (5) 断水等の発生

市町村名	地区名	被災者数	対応等
南部町	滝山水源	約3,000人	1月13日復旧済
伯耆町	真野地区	15人	1月6日復旧済
大山町	香取地区 外	約900人	1月7日復旧済



町道溝口宇代線 落石（伯耆町）



住家被害の状況（南部町）



断水（南部町）

## 3 県の主な対応（初動）

- ・県災害対策本部の自動設置（震度5強以上）、本部会議の開催（発災1時間後含む計4回）
- ・震度5弱以上の市町村へリエゾン自動派遣、徳島県等関係機関（国、警察等）のリエゾン受け入れ
- ・被災自治体への人的・物的支援を継続実施  
<人的の支援>（1月20日時点）

業務等	期間	延人数	活動内容
住宅相談窓口	1月6日～	20人	西部総合事務所、南部町役場での相談支援
住民への給水支援	1月9日～13日	36人	南部町役場での飲料水配布、積み下ろし等
情報連絡員	1月6日～13日	30人	被災市町村での情報収集、連絡調整等

※住家被害認定調査・罹災証明書に係る業務支援について、市町村職員の派遣を含め調整中。

<物的の支援>

【飲料水】南部町へミネラルウォーター16,968本を提供（1本2リットル）

【ブルーシート】西部総合事務所相談窓口にて被災者へ配布対応（1月19日時点で54枚）

## 鳥取県国民保護計画の変更案に係る意見募集結果について

令和8年1月21日  
危機対策・情報課

鳥取県では、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、県が国民の保護のための措置を迅速・的確に実施するために、国民保護法に基づき、「鳥取県国民保護計画」を作成しています。

このたび、昨年度に実施した国との国民保護共同訓練の成果の反映や、度重なる弾道ミサイルの発射等による避難対策の強化を加えた鳥取県国民保護計画の変更案について、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで寄せられた意見及び意見に対する県の考え方は次のとおりです。

### 1 パブリックコメントの概要

- 意見募集期間 11月25日（火）から12月25日（木）まで
- 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- 意見総数（応募者数） 6件（2名）

### 2 今後の予定

国民保護計画変更案については、2月頃に開催する鳥取県国民保護協議会において審議いただく予定です。

#### 【主な意見等の内容と意見に対する県の考え方】

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
1	<b>【自家用車避難受付所の運用】</b> 台湾の防空訓練では、警報時に交通管制を行い、走行中の車両は安全な場所に停車し、住民は警察等の誘導で近傍の避難施設へ移動することを徹底しています。こうした「現場で車と人をさばく」前提に照らすと、自家用車避難受付所は、①進入・退出動線や緊急車両レンン等の交通設計、②受付項目の最小化と取得情報の目的・保管期間・管理責任の明確化、③誘導員配置を含む運用手順を、計画本文または運用要領で具体化しておくことを提案します。	自動車普及率が高い本県の地域特性から、自家用車避難を原則とし、昨年度の国民保護共同訓練で自家用車避難受付所の運営を行いました。 訓練成果及びいただいた御意見に基づき、自家用車避難受付所が円滑に運営できるよう、マニュアル作成など運用手順の具体化を進めます。
2	<b>【避難行動要支援者の避難調整】</b> 台湾の弱者避難計画では、災害時に①親族等への依頼（注：親族等を頼って生活・滞在すること）、②避難所安置、③医療ニーズがある場合は救護車両等で医療機関へ転送、④社会局が受入可能な施設床を媒介（注：調整・斡旋すること）、⑤ハンディキャップバス（注：障がいのある方を輸送する公共バス）支援など、役割分担を明示しています。また、ハンディキャップバスの運転者等に防災訓練を実施する自治体もあります。 これを踏まえ、鳥取県でも、透析・在宅酸素・人工呼吸器・服薬継続などの医療継続ニーズを含めて「誰が最終判断し、誰が連絡・搬送調整し、どこが受入調整するか」を、保健医療福祉部門と危機管理部門の連携手順として明確化することを提案します。	要支援者の避難については、災害時は県保健医療福祉対策統合本部を設置し、要支援者の状況把握や支援などを行うこととしており、要支援者の把握や搬送手段の確認の手順を、統合本部と危機管理部門が連携して「避難・救援等の方針」としてまとめ、昨年度の国民保護共同訓練において検証したところです。 いただいた御意見も参考にしつつ、今後の訓練等を通じて、保健医療福祉部門と危機管理部門が連携した避難調整がスムーズにいくよう引き続き努めています。

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
3	<b>【シェルターのピクトグラム】</b> シェルター（緊急一時避難施設）について、県内で共通認識となるピクトグラム＋カラーを統一し、施設入口表示・誘導サイン・地図（紙/WEB）・アプリ表示を同一デザインで連動させることを提案します。	シェルター（緊急一時避難施設）のピクトグラムについては、全国共通のものがより住民へ広まりやすいため、国へ作成を提案してまいります。当面は、内閣官房国民保護ポータルサイトで提供されているイラストなども活用しながら、広く県民に周知してまいります。
4	<b>【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】</b> 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練は、学校・事業所・商業施設・宿泊施設（観光客）等も含め、到達時間、情報到達率、要支援者対応時間などの評価指標（KPI）を設定し改善サイクルを回すことを提案します。	令和5年度より、学校や市町村役場などで住民や市町村職員を対象に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を年10箇所程度実施しています。 まずは多くの方にJアラートに対する理解と避難行動を体得していただくことを主な目的として訓練を実施しており、いただいた御意見を参考として訓練内容の充実を図ってまいります。
5	<b>【総合防災情報システム等の情報発信】</b> 総合防災情報システム等の情報発信は、やさしい日本語＋多言語（英語等）と図解を標準化し、公式参照先の一本化（誤情報対策）を徹底することを提案します。	国民保護に関する情報については、県が住民に対して、一元的に情報を提供する計画としており、あんしんトリビーメールや県公式ホームページなど、県が保有するツールを用いて発信するほか、市町村や放送事業者等と連携して情報を提供する計画としています。 日本語の理解が困難な外国人にも配慮し、県公式ホームページでの多言語翻訳のほか、やさしい日本語での発信も行ってまいります。
6	<b>【地政学的データ悪用時の対処】</b> 各市町村で外国企業が関与している自動運転車両の実証実験が行われており、そこで獲得された地政学的数据が他国に悪用された場合の想定訓練や事態が起きた場合の対処プランを備えておく必要があるのではないか。	自動運転のデータなどの悪用により、どのような事態になるのかの推定は困難であり、対処プラン作成までは考えていませんが、今後の訓練などにおいて、主要道路が使えなくなる場合の避難経路変更などの想定を行い、検証及び対応能力の向上を図ってまいります。

# 南部町・ファロスファーム（西伯農場）における火災について

令和8年1月21日  
危機管理部危機対策・情報課  
生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課、水環境保全課  
農林水産部畜産振興局畜産振興課

1月7日に発生した県内最大規模の養豚場での大規模火災について、火災で死亡した豚の場外搬出処理が完了したので、その概要を報告します。

## 1 火災の概要

- (1) 日 時 令和7年1月7日（金）火災発生、11月8日（土）鎮火  
(2) 場 所 ファロスファーム西伯農場（南部町下中谷2730）  
(3) 被 害 【人的】死者2名、負傷者（軽傷）1名  
【施設】豚舎等10棟（全焼8棟、部分焼2棟）、焼損延べ面積約12,000平方メートル  
【豚】約4,000頭（約200頭生存）

## 2 死亡豚の処理と現場周辺の水質

### (1) 火災で死亡した豚の処理

- ・死亡した豚（546t）は、「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するため、化製処理施設（県外）及び焼却施設（県内外）へ搬出が完了した。（1月15日）
- ・農場内に残る金属くず等の廃棄物も処理業者で順次処理される予定である。



火災直後の農場(11/10撮影)



死亡豚搬出後の農場(1/16撮影)

### (2) 火災現場周辺の水質

- ・当該農場は、「水質汚濁防止法」に基づく特定施設であるため、県は定期的に農場周辺の水路等の現地調査及び簡易水質検査を実施し、水質汚染がないことを確認した。（11月10日～1月16日）

## 3 今後の対応

- ・再建に向け、県は南部町やJA等と連携し、地元との話し合い等に協力していく。

### ＜参考＞ファロスファーム（株）の概要

- ・ファロスファーム（株）は、ファロスファームグループ（ファロスファーム（株）、ファロスファームホールディングス）の事業部門で、養豚事業、肥料（堆肥）販売、バイオガス発電を実施。  
大阪本社：大阪府四條畷市岡山4-16-16  
鳥取本社：大山町加茂（名和農場内）  
代表取締役社長：竹延哲治 従業員：117人（2025年3月25日現在）  
資本金：1,000万円
- ・鳥取県内2か所（名和農場、西伯農場）、広島県内5か所で養豚農業を展開し、国産豚の約2%の頭数を生産。売上高約120億円（2023年3月末現在）。
- ・繁殖と肥育の農場を分離し、病気を防ぎながら経営規模を拡大。欧米に負けない生産コスト低減に挑み、国内有数の養豚経営に成長。
- ・ファロスファームは、平成9年から西伯地区のJA鳥取西部の養豚施設を賃借利用していたが、今回の火事が発生した西伯農場は令和元年頃自己資金で敷地造成、畜舎を建設した自己所有施設。繁殖母豚3,500頭を飼育し、名和農場（肥育豚3万頭規模）へ子豚を供給しており、繁殖、肥育で共に県内最大規模。



## 島根原子力発電所 2号機で計画されているプルサーマル発電に係る中国電力からの説明について

令和 8 年 1 月 21 日

原子力安全対策課

中国電力は 1 月 14 日、島根原子力発電所 2 号機でのプルサーマル発電の実施に向けて関係自治体や地域住民への説明を開始する旨を公表し、1 月 15 日に 2 県 6 市の関係自治体職員向けにプルサーマルに係る説明会を行いました。

- 1 日時 令和 8 年 1 月 15 日 (木) 午後 1 時 30 分～4 時 30 分
- 2 場所 テクノアークしまね (松江市北陵町 1 番地)
- 3 説明者 経済産業省資源エネルギー庁 皆川原子力立地・核燃料サイクル産業課長  
中国電力島根原子力本部 井田副本部長 他
- 4 対象者 2 県 6 市の自治体職員 (一般傍聴者: 7 名)
- 5 説明内容 (中国電力による島根 3 号機の審査状況説明会に併せて説明)
  - (1) 資源エネルギー庁が、核燃料サイクル政策として、プルサーマルの位置付け、六ヶ所再処理工場の状況及び竣工に向けた取組等について説明。
  - (2) 中国電力が、島根 2 号機におけるプルサーマル計画について以下のとおりに説明。
    - ・プルサーマルにより、高レベル放射性廃棄物の減容、有害度低減、資源の有効活用等に繋がる。
    - ・MOX 燃料は、ウラン燃料と比較して、核分裂しやすい、熱が伝わりづらい等の違いはあるが、その特性を踏まえて設計しており、ウラン燃料と同じように扱うことができる。
    - ・島根 2 号機での MOX 燃料の使用時期はまだ決まっていないが、新たに MOX 燃料を製造するのではなく、中部電力浜岡原発向けに製造された MOX 燃料を調達して使用する。
    - ・MOX 燃料の使用に関する原子炉設置変更許可は取得済で、今後は設計及び工事の計画や保安規定変更認可の申請を行うことになるが、審査状況等は関係自治体や地域住民に丁寧に説明していく。

### ＜主な質疑応答＞

- ・中国電力がすぐにプルサーマル発電を始めるのではないかと思う人もいるが、今後の審査や燃料輸送には時間がかかる。どれくらいの時間を要するのか。  
→ 現時点では具体的なスケジュールについて示せるものはないが、審査に半年から 1 年はかかり、海上輸送もあるため、早くても 2～3 年は要すると考えている。
- ・何故、浜岡原発向けに製造された MOX 燃料を調達することになったのか。また、中部電力の不正行為による影響はないか。  
→ オラノ社 (MOX 燃料を製造している仏の核燃料サイクル企業) 等から提案があったもの。また、燃料メーカーから MOX 燃料を調達するものであり、中部電力から譲り受けるわけではないので影響はないと思うが、使用前事業者検査等で確認し、燃料の信頼性を担保する。
- ・住民に対しての説明は、対面の説明会という形で実施していただけるという認識でよいか。  
→ 自治体の皆様と相談しながら進めていきたい。

(添付 1、2)

島根原子力発電所 2 号機におけるプルサーマル発電に関する中国電力広報資料 (令和 8 年 1 月 14 日、15 日)

(添付1)

## (お知らせ)

2026年1月14日  
中国電力株式会社  
島根原子力本部

### 島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル発電の 実施に向けたご説明について

当社は、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力：82万kW）において計画するプルサーマル発電※について、「エネルギー資源の有効利用」「使用目的のない余剰プルトニウムを持たない」という国際公約履行などの観点から極めて重要であることから、できるだけ早期に実施することとしています。

島根原子力発電所2号機の営業運転再開後、プルサーマル発電の実施に向けた取り組みを進めるにあたっては、関係自治体（島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市）および地域の皆さんに、当社の計画について丁寧にご説明する必要があると考え、準備を進めてまいりました。

このたび、準備が整ったことから、まずは、本年1月15日に、関係自治体の執行部の皆さんへご説明させていただくこととしました。その後も、さまざまな機会を通じて、多くの皆さんにご理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

※ 使用済燃料から再処理して取り出したプルトニウムを、ウランと混ぜて新しい燃料（MOX燃料〔ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料〕）にリサイクルし、再び原子力発電所で利用すること

以上

#### （参考）島根原子力発電所2号機 プルサーマル発電に係る主な経緯

- ・2005年9月12日 島根2号機におけるMOX燃料の使用について、島根県および松江市へ安全協定に基づく事前了解願いを提出
- ・2006年10月23日 島根県および松江市から原子炉設置変更許可申請の申請について了解を受領
- ・2008年10月28日 原子炉設置変更許可を受領
- ・2009年3月24日 島根県および松江市から事前了解を受領
- ・2021年9月15日 島根2号機の新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可を受領  
(新規制基準への適合には、MOX燃料の使用を含む)

# (お知らせ)

(添付2)

2026年1月15日  
中国電力株式会社  
島根原子力本部

## 島根原子力発電所2号機 プルサーマル発電の実施に向けた対応について

当社は、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力：82万kW）において計画するプルサーマル発電※について、「エネルギー資源の有効利用」「使用目的のない余剰プルトニウムを持たないという国際公約履行」などの観点から極めて重要であることから、できるだけ早期に実施することとしています。

プルサーマル発電の実施に向けた取り組みを進めるにあたっては、関係自治体（島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市）および地域の皆さんに、当社の計画について丁寧にご説明する必要があると考え、まずは、本日、関係自治体の執行部の皆さんへご説明しました。

今後も、さまざまな機会を通じて、多くの皆さんにプルサーマル発電についてのご理解を深めていただけよう、同様のご説明を行っていくとともに、安全確保を最優先に、プルサーマル発電の実施に向けた取り組みを進めてまいります。

※ 使用済燃料から再処理して取り出したプルトニウムを、ウランと混ぜて新しい燃料（MOX燃料〔ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料〕）にリサイクルし、再び原子力発電所で利用すること

### (添付資料)

別紙：ご説明内容の概要（島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル発電について）

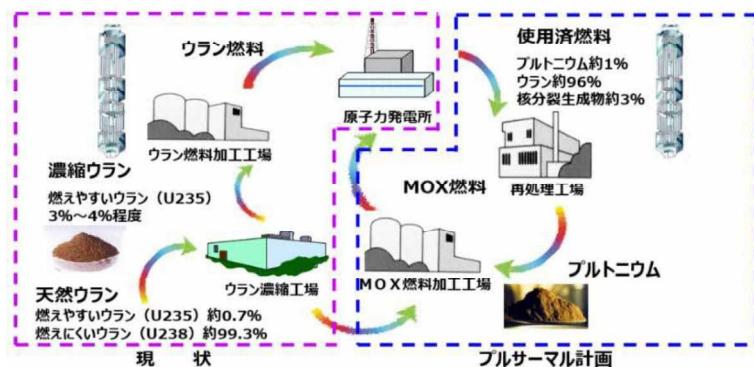
以上

## ご説明内容の概要

### (島根原子力発電所 2号機におけるプルサーマル発電について)

#### 1. プルサーマル発電の概要

- 必要性**
- 資源の乏しい日本では、エネルギー政策の一環として「核燃料サイクル」を推進しています。
  - プルサーマル発電は、「エネルギー資源の有効利用」「使用目的のない余剰プルトニウムを持たない」という国際公約履行などの観点から極めて重要な取り組みです。
- 安全性**
- MOX燃料は、現在使用しているウラン燃料と比べて性質にわずかな違いがあるものの、その特徴は十分に把握されています。また、その影響を適切に設計・評価等に反映しており、現在の設備や運転方法を変更することなく使用することができます。
  - MOX燃料は、国内外で豊富な使用実績（1960年代以降、延べ7,000体以上）があります。



図：プルサーマルの概要

#### 2. 島根原子力発電所 2号機における取り組み

- 島根 2号機において、使用を終えたウラン燃料を交換する際、その一部（装荷体数は、島根 2号機全燃料 560 体中 228 体以下）をMOX燃料に交換し、ウラン燃料とともに装荷して運転する計画です。
- MOX燃料の調達<sup>※1</sup>については、燃料加工メーカーが日本国内向けに製造し、所有・管理していたもの<sup>※2</sup>を調達することとしました。これにより、今後新たに製造するより早期の調達が期待できるとともに、我が国におけるプルトニウムの利用促進につながるものと考えています。
- これまでに、MOX燃料の使用に係る原子炉設置変更許可（2008年10月）を受けており、今後、国に設計及び工事計画認可申請書および保安規定変更認可申請書を提出し、それぞれ国による審査を受けます。（MOX燃料の輸送やプルサーマル発電の開始時期等は未定）

※1 当社は、2009年9月16日に、株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパンとの間で、島根 2号機で使用するMOX燃料を、仏国 の燃料加工メーカーであるオラノ社（旧メロックス社）の工場で製造する加工契約を締結しており、従来、MOX燃料 40 体を新たに製造することとしていた。このたび、日本国内向けに製造し、所有・管理されていたMOX燃料 60 体を調達することとした。

※2 初時は中部電力（株）浜岡原子力発電所で使用する予定で、オラノ社が加工し仏国で保管していたMOX燃料を、当社がオラノ社から調達し島根 2号機で使用するもの。  
 これに伴い、中部電力が保有する当該MOX燃料に含まれるプルトニウムと、当社が仏国に保有する等量の未加工プルトニウムについて、帳簿上の所有権の入れ替えを行い、当社が保有するプルトニウムとして消費する。

説明内容の詳細については、[当社HP](#)をご参照ください

以 上

## 令和7年度第2回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について

令和8年1月21日  
原子力安全対策課

島根原子力発電所3号機における新規制基準適合性審査状況及び令和7年10月20日に発生した同2号機新燃料転倒事案について、専門的な観点から審議、確認していただくため、原子力安全顧問会議を開催しました。

1 開催日時 12月22日（月）午後4時～6時30分

2 開催場所 県庁災害対策本部室 ※web併用

### 3 出席者

（1）県原子力安全顧問（17名中12名出席）

北田顧問、遠藤顧問、小田顧問、藤川顧問、富永顧問、片岡顧問、牟田顧問、佐々木顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問、梅本顧問

（2）オブザーバー

米子市、境港市、西部総合事務所

### 4 議題及び顧問の主な意見

（1）島根原子力発電所3号機に係る新規制基準適合性審査状況について

#### ア 概要

原子力規制委員会において島根3号機の新規制基準適合性審査の議論が概ね収束した審査項目について審議した。（3号機関連の顧問会議としては初回。）

#### イ 中国電力の説明

（ア）敷地周辺及び敷地の地質・地質構造

- ・最新知見を抽出した結果、既許可評価に変更がないこと。
- ・敷地には、震源として考慮する活断層は認められないこと。
- ・施設を設置する地盤には、将来活動する可能性のある断層等は認められないこと。

（イ）基準津波

- ・最新知見を抽出した結果、既許可評価に変更がないこと。
- ・想定される津波のうち最も発電所への影響が大きくなる津波（基準津波）の策定の考え方。

（ウ）火山影響評価

- ・最新知見を抽出した結果、既許可評価に変更がないこと。
- ・施設に影響を及ぼす可能性のある火山を選定し、その影響を評価（火山灰の層厚56cmとしたこと）。

#### ウ 顧問の主な意見

- ・新知見として岩坪断層の評価が新しくなっていると思うが検討はしているか。

→（中国電力）昨年公表された岩坪断層の評価長さの見直しについては、山崎断層帯に比べて十分小さい影響であることを確認している。

・基準津波の策定において、秋田県モデルが他の知見と乖離しているからといって取り上げないのではなく、他の知見を踏まえて地震動評価に影響を与えるパラメータの不確かさを考慮して評価するなどの検証を行ったほうがいいのではないか。

→（中国電力）秋田県モデルについては、2号機の審査において既に評価を行い、支配的でないことを確認しており、3号機の審査において原子力規制委員会からの指摘を踏まえて評価から外したもの。また、日本海東縁部において当社独自の波源モデルを作成して数値シミュレーションを実施しており、秋田県モデルについてもこの検討において包含されるものと認識している。

（2）新燃料転倒事案に係る原因及び再発防止対策について

#### ア 中国電力の説明

- ・作業員が1名少ない状況で役割分担を明確にしないまま作業開始し、転倒防止策の実施を

ホールドポイント※として設定していなかった。

※次行程に進むにあたり作業責任者の確認を必須とするポイント

- ・再発防止策として、作業体制に変更が生じた際は役割分担及び作業可否を燃料メーカにおいて明確にした上で、中国電力の確認を受けた後に作業再開することとした。

イ 顧問の主な意見

- ・この事案に関わらず、根本的なところに立ち返って、全社的に安全文化の醸成に向けて真摯に、これまで以上に取り組んでいってほしい。
- ・社内における水平展開や協力会社との連携強化、組織内における能力強化や経験の継承に努めてほしい。
- ・今後の再発防止を担保するため、県は厳しい姿勢で臨むべきと考える。

# 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第46報）

令和8年1月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は12月18日）

## 1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

## 2 島根原子力発電所2号機

### （1）特定重大事故等対処施設（前回報告から変化なし）

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

### （2）特別点検に必要なデータ採取

1月8日に中国電力は、2月9日から始まる第18回定期事業者検査において、40年超運転に必要な特別点検のために非破壊試験等によるデータ採取を行うことを公表した。

※ 特別点検とは、取替の難しい原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物の状態を詳細に確認・評価する点検。特別点検の結果を踏まえ、中国電力は運転期間延長について今後判断する。

## 3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合24回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

1月15日に中国電力主催の審査状況等に関する自治体向け説明会が開催され、本県を含む関係自治体の職員が出席した。（公開、一般傍聴可）

## 4 その他

### （1）島根2号機の新燃料転倒事故に係る申入れ

令和7年12月25日に、島根原子力発電所において新燃料転倒事故をはじめ不適切事案が頻発していることを受けて、安全対策について、知事、米子市長及び境港市長の連名で中国電力に對して申入れを行った。

ア 日 時：12月25日（木）16時～16時20分

イ 場 所：境港市役所 市長室

ウ 対応者：境港市 伊達市長（鳥取県及び米子市の職員が立ち会い）

中国電力 島根原子力本部 三村本部長

エ 申入れ内容

- ・協力会社を含めて全社を挙げて、原子力発電所の安全運転に係るあらゆるマニュアルの徹底及び不斷の見直しなど実効的な再発防止に取り組むこと。
- ・ヒューマンエラー防止対策や作業従事者の安全確保に全力で取り組むとともに、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面における充実強化を継続し、協力会社を含め全社的な水平展開について改めて確認し、協力会社と一体となった安全な運用体制の確立及び安全文化の醸成に一層取り組むこと。
- ・新燃料転倒事故の要因について十分精査を行い、同様の事案の再発防止措置を徹底して講じること。

オ 主な発言

**[境港市 伊達市長]**

- ・ 2号機が再稼働して1年経過し、住民が不安に思うような事案が複数起きている。ヒューマンエラーによるものが多いので、協力企業も含めて人の能力アップ、かつ安全への意識の徹底に緊張感をもって取り組んでいただきたい。

**[中国電力 三村 島根原子力本部長]**

- ・ 今回の事案においては、地域の皆さまからご心配をいただいた。改めてお詫びを申し上げる。
- ・ 今回の再発防止をしつかり進めることで、二度とこのようなことが起こらないよう、肝に銘じて取り組んでまいる。
- ・ 協力会社、社員の分け隔てなく、一人ひとりに安全最優先の考え方がしつかり伝わるよう進めてまいる。

# 令和7年鳥取県消防防災航空隊の活動状況について

令和8年1月21日  
消防防災航空センター

県民の安全安心を確保するため、県内3消防局からの派遣隊員で「消防防災航空隊」を組織し、平成27年12月に運航開始した消防防災ヘリコプター「だいせん（2代目）」にて、空からの救助・救急・消火活動等を展開しており、令和7年の活動状況について次のとおり報告します。

## 1 消防防災ヘリの活動状況について

### （1）令和7年の運航件数について

区分	R 7	R 6	主な活動内容
緊急運航	災害応急対策	0	0
	火災防御	2	5 4/27 南部町下中谷 林野火災出動（地上隊が消火）
	救急	26	38 8/22 県立中央病院から岡山大学病院まで転院搬送
	救助	22	10/19 大山町 ウィンドサーフィンをしていて流された水難者を救助 10/29 大山剣ヶ峰 下山中に滑落した登山者を救助
	その他	2	8 7/19 県立中央病院の医師を兵庫県立こども病院から帰院搬送
	応援協定による運航	15	3/24 岡山県岡山市南区 林野火災消火活動 8/5～7 島根県宍粟市 林野火災消火活動、熱源の上空偵察
緊急運航 計		67	93
通常運航	消防防災訓練	14	19 年間 県内消防局、他機関と連携した訓練 ほか
	自隊訓練	110	120 年間 海難救助、山岳救助を想定した訓練、消火活動訓練 ほか
	一般行政	5	4 年間 海岸、河川、道路、森林の現況調査 ほか
	その他	40	19 年間 機体整備点検後のテストフライト ほか
通常運航 計		169	162
合計		236	255

### （2）令和7年の活動状況

- ・消防防災ヘリでの活動は、ホバリング状態で空から救助を行う高難度で危険を伴うものであることから、安全運航を第一に心がけつつ、航空隊が一丸となって日々の訓練を重ね、計67件の緊急事案に無事故で対応した。また、出動前のブリーフィング（事前の確認、打合せ）、出動後のデブリーフィング（振り返り）を関係者全員で行い、課題を共有し対応方針を協議しながら、次の緊急運航に備えている。
- ・緊急運航のうち、表中10/29の大山剣ヶ峰は、足場の悪い中での高難度の救助ミッションだったが、安全に要救助者をピックアップし搬送することに成功した。
- ・相互応援協定に基づく他県への応援は林野火災での出動が多く（計11件）、表中にある島根県宍粟市の林野火災では3日連続で対応した。

### （3）運航休止の状況

以下の事由により、78日運休した。（令和6年：147日）

- ・耐空検査（自動車の車検に相当するもの）等整備によるもの（58日）
- ・飛行時間に応じた定期点検等によるもの（4日）
- ・その他、機体の不具合等に係る部品交換・修繕によるもの（16日）

なお、消防防災ヘリは令和7年11月4日から耐空検査に入っています。令和8年2月10日（予定）まで運航を休止している。この間、県内で消防防災ヘリの要請があった場合には、前述の相互応援協定により隣県の消防防災ヘリを要請することとしている。

〔1月6日（火）の島根県東部を震源とする地震について〕

- ① 応援を受けた航空隊 兵庫県消防防災航空隊
  - ② 活動内容 ヘリテレ（※）による上空偵察（県職員（県土）が同乗）
  - ③ 上空偵察の範囲 竹内団地（境港市）、湊山公園（米子市）、花回廊（南部町）ほか
- ※ヘリコプター映像伝送システム。撮影した映像をリアルタイムで地上に伝送するもの。

## 2 普及啓発のための取組

### (1) 鳥取空港「空の日」での機体展示

- ① 日 時 令和7年9月21日（日）11時35分から13時30分まで
- ② 場 所 鳥取空港ウエストエプロン（定期便の離発着場所）
- ③ 来場者 約300名
- ④ 内 容 消防防災ヘリの機体展示と航空隊の活動のPRを実施。

### (2) (新) 公式インスタグラムによる情報発信（令和7年7月28日開設）

消防防災ヘリ及び航空隊の訓練等の画像や動画の投稿（これまでの投稿数は34）により情報発信を行い、フォロワー数は約1,000人（令和8年1月13日時点）となっている。

## 3 (臨) 令和7年度中国・四国緊急消防援助隊合同訓練（航空部門）

### (1) 実施日 令和7年11月1日（土）、2日（日）の2日間

※1日は天候不良のため実機訓練は中止し、図上訓練のみ実施した。

### (2) 実動訓練の内容（2日目）

訓練項目	実施場所	実施機関
座屈中高層建築物からの救助訓練	リンピアいなば周辺	島根県防災航空隊
広域航空搬送訓練（救護所の傷病者をみなし病院に搬送）	河原町総合運動公園	高知県消防防災航空隊 ※鳥取ドクヘリは当日不参加となった。
孤立集落からの救出訓練	リンピアいなば周辺	兵庫・神戸航空隊 京都市消防航空隊
フォワードベース（ヘリの活動拠点）設置運用訓練、燃料補給訓練	河原町総合運動公園	鳥取県消防防災航空隊 香川県防災航空隊

※県災害対策本部内（災害オペレーション室、第2庁舎4階）に設置した航空運用調整班において、航空隊やドクターヘリ、県警ヘリの関係者による救助や搬送の事案の振り分けを調整した。

※消防防災航空センター内に設置したヘリベース（鳥取空港の敷地内）において、防災ヘリの駐機場所や活動先のマッチングなどの調整を行った。なお、ヘリベースの運営に岡山県消防防災航空隊の支援を受けた。

### 【活動状況の写真】



〔八頭消防署との合同訓練（救助）、鳥取市用瀬町運動公園〕

〔消火バケツによる散水訓練、殿ダム〕



〔島根県防災ヘリによる救助訓練、リンピアいなばほか〕